

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正について

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を次のように改正する。

2013年（平成25年）12月2日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年藤沢市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

特定非営利活動法人WE 21ジャパン藤沢	藤沢市藤沢1102番地	平成25年1月1日から 平成30年12月31日まで
特定非営利活動法人昴の会	藤沢市鵜沼石上二丁目 8番12号	平成25年1月1日から 平成30年12月31日まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、個人市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める必要による。